



発行 東京都

目次

97

条 例

- 東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例……………（交通局）…一
- 東京都地下高速電車条例の一部を改正する条例……………（同）…二
- 東京都日暮里・舎人ライナー条例の一部を改正する条例……………（同）…二

条例のあらまし

●東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例（条例第十九号）

- 一 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二四年法律第六八号）等の施行に伴い、旅客運賃及び料金の加算額に係る規定を改めます。
旅客運賃及び料金の合計額の八分の額
↓ 旅客運賃及び料金の合計額の一割の額
- 二 この条例は、東京都規則で定める日から施行します。

●東京都地下高速電車条例の一部を改正する条例（条例第二〇号）

- 一 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二四年法律第六八号）等の施行に伴い、普通旅客運賃の上限額を改定します。
（例）普通旅客運賃の上限額（一二歳以上の者）
九キロメートルを超え一五キロメートル以下 二七〇円↓二八〇円
- 二 この条例は、東京都規則で定める日から施行します。

●東京都日暮里・舎人ライナー条例の一部を改正する条例（条例第二一号）

- 一 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二四年法律第六八号）等の施行に伴い、普通旅客運賃の上限額を改定します。
（例）普通旅客運賃の上限額（一二歳以上の者）
二キロメートルを超え四キロメートル以下 二三〇円↓二四〇円
- 二 この条例は、東京都規則で定める日から施行します。

条 例

東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十九号

東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例
東京都貸切自動車条例（昭和三十九年東京都条例第八八号）の一部を次のように改正する。
第四条の三中「八分」を「一割」に改める。

附 則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

東京都地下高速電車条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十号

東京都地下高速電車条例の一部を改正する条例

東京都地下高速電車条例(昭和三十五年東京都条例第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「二百七十円」を「二百八十円」に、「三百二十円」を「三百三十円」に、「三百七十円」を「三百八十円」に改める。

附則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

東京都日暮里・舎人ライナー条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十一号

東京都日暮里・舎人ライナー条例の一部を改正する条例

東京都日暮里・舎人ライナー条例(平成二十年東京都条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「二百三十円」を「二百四十円」に、「二百八十円」を「二百九十円」に、「三百三十円」を「三百四十円」に改める。

附則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

発行所 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

